第５　（略）

第６　病性等判定時の措置

１　関係者への連絡

⑴　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、電子メール等により連絡する。

①～③　（略）

④　当該都道府県の警察その他関係機関

⑤　（略）

⑵　⑴の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

⑶・⑷　（略）

⑸　都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第４の４の⑻に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

⑴　農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、必要に応じ、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

⑵　農林水産省は、必要に応じ、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の２の⑵において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・②　（略）

③　と殺、殺処分、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県や豚等の所有者の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④　（略）

⑶　都道府県は、必要に応じ、⑴の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

⑷　都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、都道府県対策本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

⑸　農林水産省から⑵の①の職員が派遣されている場合、当該職員は、都道府県対策本部に出席し、⑴の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

⑹～⑻　（略）

第５　（略）

第６　病性等判定時の措置

１　関係者への連絡

⑴　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

①～③　（略）

④　当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関

⑤　（略）

⑵　⑴の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

⑶・⑷　（略）

⑸　都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第４の４の⑹に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

⑴　農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

⑵　農林水産省は、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の２の⑵において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・②　（略）

③　と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④　（略）

⑶　都道府県は、⑴の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

⑷　都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

⑸　農林水産省から派遣された⑵の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、⑴の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

⑹～⑻　（略）